

〔乳幼児医療費助成（マル乳）〕

6歳到達後の最初の3月31日までの乳幼児を養育している方に対して、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図るため医療保険の自己負担分の全部を助成します。（東京都制度）

対象

原則として児童手当の受給資格者と同じです（3ページ参照）。ただし、乳幼児が国民健康保険又は社会保険に加入していること、生活保護を受けていないことも、助成の条件になります。

所得制限

所得制限はありません。

医療証

対象になる方に、「マル乳医療証」を発行します。

有効期間は、対象となった日の属する月の翌月の末日までに申請した場合は対象となった日から、それ以外は申請をした日の属する月の初日から最初の9月30日までです。（10月1日更新）

助成される医療費

保険診療適用医療費の自己負担分の全部

助成されない医療費

予防接種、健康診断料、入院時の食事療養費、差額ベッド代等の保険診療適用外の医療費は、助成の対象外になります。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 手当・医療係
（市役所4階43番窓口）
☎ 0422-29-9675



〔義務教育就学児医療費助成（マル子）〕

6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの義務教育就学児を養育している方に対して、義務教育就学児の保健の向上と健やかな育成を図るため、医療保険の自己負担分の一部又は全部を助成します。（東京都制度）

対象

原則として児童手当の受給資格者と同じです（3ページ参照）。ただし、義務教育就学児が国民健康保険又は社会保険に加入していること、生活保護を受けていないことも、助成の条件になります。

所得制限

所得制限はありません。

医療証

対象になる方に、「マル子医療証」を発行します。

有効期間は、対象となった日の属する月の翌月の末日までに申請した場合は対象となった日から、それ以外は申請をした日の属する月の初日から最初の9月30日までです。（10月1日更新）

助成される医療費

保険診療適用医療費の自己負担分の全部

助成されない医療費

予防接種、健康診断料、入院時の食事療養費、差額ベッド代等の保険診療適用外の医療費は、助成の対象外になります。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 手当・医療係
（市役所4階43番窓口）
☎ 0422-29-9675



〔高校生等医療費助成（マル青）〕

高校生年齢相当のお子さんを養育している方に対し、高校生等の保健の向上と健やかな育成を図るため、医療保険の自己負担分の一部又は全部を助成します。

対象

市内に住所を有する高校生等（15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を養育している方。ただし、高校生等が国民健康保険又は社会保険に加入していること、生活保護を受けていないことも、助成の条件になります。

所得制限

所得制限はありません。

医療証

対象になる方に、「マル青医療証」を発行します。

有効期間は、対象となった日の属する月の翌月の末日までに申請した場合は対象となった日から、それ以外は申請をした日の属する月の初日から最初の9月30日までです。（10月1日更新）

助成される医療費

保険診療適用医療費の自己負担分の全部。

助成されない医療費

予防接種、健康診断料、入院時の食事療養費、差額ベッド代等の保険診療適用外の医療費は、助成の対象外になります。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 手当・医療係
（市役所4階43番窓口）
☎ 0422-29-9675



〔国民年金保険料の免除〕

国民年金の第1号被保険者については、収入が少なく保険料が納められない場合や、生活保護を受けている場合等に、保険料が免除されます。また、平成31年2月以降に出産した場合に産前産後期間の保険料が免除される制度があります。

詳しくは担当窓口へおたずねください。

〔遺族基礎年金〕

国民年金に加入している人等が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻、子のある夫又は子に支給されます。

受給には一定の要件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

〔遺族厚生年金〕

厚生年金保険に加入している人等が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた妻、夫、子、父母、孫又は祖父母に支給されます。

受給には一定の要件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

担当・問い合わせ先

〇市民課 庶務・年金係
☎ 0422-29-9190

〇武蔵野年金事務所
（〒180-8621 武蔵野市吉祥寺北町4-12-18）
☎ 0422-56-1411
☎ 0422-56-2449

〇日本年金機構（年金に関する一般的なお問い合わせ）
＜ねんきん加入者ダイヤル＞
☎ 0570-003-004（ナビダイヤル）
☎ 03-6630-2525（一般電話）
〔電話の受付時間〕

月～金曜日 午前8時30分～午後7時

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※土、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、

12月29日～1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構のホームページもご覧ください



生活

〔生活保護〕

病気や失業等で収入が途絶えた場合や就労していても収入が少ない場合等で、生活に困っている方には、国の生活保護制度があります。

生活保護法は、国が生活に困窮するすべての国民に最低限度の生活を保障し、合わせてその自立を助長することを目的としています。生活保護は誰でも利用できますが、能力や資産等を活用することを要件としています。

厚生労働大臣が定めた基準をもとに、世帯ごとに最低生活費を算定し、世帯全体の収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分を支給します。また、その世帯の自立に向け、地区担当員が家庭訪問等をしながら世帯の実態を把握し、状況に応じた支援を行っています。

【新規相談の方】

生活福祉課 自立支援・相談係 面接相談員
(市役所2階 21 番窓口)

担当・問い合わせ先

☎ 0422-24-6092

【生活保護受給中の方】

生活福祉課 福祉支援係 (市役所2階 21 番窓口)

☎ 0422-24-9237

〔ひとり親家庭ホームヘルパー〕

ひとり親世帯の掃除、洗濯や食事の世話等をお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

対象家庭

市内に居住する中学校3年生以下の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしていると認められる家庭。

- 1 ひとり親となって2年以内であり、生活環境が激変したため、支援を必要としている場合
- 2 ひとり親家庭の親が技能の習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
- 3 ひとり親家庭の親が就職活動、又は母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等自立の促進に必要があると認められる場合
- 4 ひとり親家庭の親又は義務教育修了前の児童が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由がある場合
- 5 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭の親が就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる場合(所定内労働時間の就業を除く)
- 6 その他ひとり親家庭のためにホームヘルプサービスが必要と認められる場合

派遣回数と派遣時間

派遣回数は、1日1回、月12回までです。

派遣時間は、午前7時から午後10時までの間で、1時間を単位として1日1時間以上8時間までです。

援助内容

食事の支度、掃除、洗濯、被服の補修、子どもの世話等

費用

所得に応じて1時間あたり0円～300円の費用負担があります。詳しくは担当にお問い合わせください。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係
(市役所4階 42 番窓口)

☎ 0422-45-1151 内線 2754・2755

「三鷹市ホームページ「ひとり親家庭ホームヘルパー派遣」のページ
もご覧ください



〔養育費確保支援等事業〕

養育費を継続して受け取れるよう、離婚前後の親を対象とした養育費確保支援等事業を行っています。

対象者

市内に住所を有する、離婚を考えている父母、またはひとり親家庭の方で、養育費の取り決めの対象となる子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる者)と同居している方

支援内容

- 1 弁護士による無料相談
子どもの養育費等の取決めに関する相談で、一人1回60分程度の利用ができます。
- 2 裁判外紛争解決手続(ADR※)利用の経費助成
養育費や面会交流等の取決めをするために弁護士会や法務大臣の認証民間事業者を利用した場合、第1回目の調停期日までに要する経費を助成します。
※ ADRとは、民事上のトラブルについて裁判以外の方法でトラブルを解決する方法です。
- 3 養育費に関する公正証書等作成費用の助成
公正証書作成費用、家庭裁判所の調停等申立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用郵便切手代を助成します。
- 4 養育費保証サービス利用助成
民間の養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる初回の保証料を助成します。
申請は各事業それぞれ一人1回とし、助成金額は交付対象者一人当たり5万円が上限となります。利用する事業によって、利用要件や申請書類等が異なります。

養育費は子どものためのものです 離婚時にきちんと取り決めておきましょう

1 養育費の額	2 支払期限 (毎月決めた日までなど)	3 支払期間 (一般的には子どもが20歳になるまで)	4 入学金や医療費などの臨時費用負担	5 支払方法 (口座振込等)
---------	------------------------	-------------------------------	--------------------	-------------------

子どもそれぞれについて、具体的に決めた内容を書面に残しましょう。
協議離婚の場合は、「公正証書」を作成し、話し合いができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。離婚後に決めることもできます。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係
(市役所4階 42 番窓口)

☎ 0422-45-1151 内線 2754・2755

三鷹市ホームページの「養育費確保支援等事業」のページも
ご覧ください



生活資金・教育資金

[母子及び父子福祉資金]

ひとり親家庭の母又は父等の生活の安定と、その児童の福祉の増進を図るために各種資金の貸付を行っています。

※貸付金の種類、限度額などは16ページをご覧ください。

貸付を受けられる方

都内に6ヶ月以上お住まいのひとり親家庭の母又は父等で、20歳未満の子を扶養している方

連帯保証人

原則として都内に6ヶ月以上居住し独立して生計を営んでいる方で、この資金について他に保証をしていない方1人が必要です。

審査

貸付にあたっては事前審査を行います。審査によっては貸付できない場合があります。

※貸付金の交付には、申込みから1ヶ月～2ヶ月程度かかります。

償還方法

期限内に月賦・半年賦又は年賦による元利均等償還となります。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係 (市役所4階 42 番窓口)

☎ 0422-45-1151 内線 2754・2755

東京都母子及び父子福祉資金一覧

貸付金の種類	内 容	限度額	償還期限
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	3,470,000 円	7 年以内
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,740,000 円	7 年以内
技能習得資金	母又は父が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 (授業料、入学金など)	習得期間中 (5 年以内) 月額 68,000 円	20 年以内
修業資金	児童又は子が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 (授業料、入学金など)	習得期間中 (5 年以内) 月額 68,000 円 高校3年在学時に就職を希望する 児童又は子が自動車運転免許を習得する場合 460,000 円	20 年以内
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	105,000 円	6 年以内
医療介護資金	母、父又は児童が、医療を受けるため又は母又は父が介護保険によるサービス (介護) を受けるために必要な資金 (ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)	医療 340,000 円 介護 500,000 円	5 年以内
生活資金	技能習得期間中 (貸付期間5年以内) の生活を維持するために必要な資金	技能習得期間中 月額 141,000 円	20 年以内
	医療又は介護を受けている期間中 (1年以内と見込みの場合) の生活を維持するために必要な資金	月額 108,000 円	5 年以内
	母子家庭又は父子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金 (貸付期間3ヶ月以内)	生活安定期間中 月額 108,000 円 養育費取得のための裁判費用の場合 (12月相当) 1,296,000 円	8 年以内
	失業している期間中の生活を維持するために必要な資金 (離職した日の翌日から1年以内)	失業期間中 月額 108,000 円	5 年以内
住宅資金	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修 (構造部分の修繕) 又は保全に必要な資金	1,500,000 円	6 年以内
		災害、老朽等による増改築 及び住宅建設・購入の場合 2,000,000 円	7 年以内
転宅資金	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金 (貸付の対象となるのは新居住地在都内の場合です。契約前に、新居住地の窓口にご相談ください。)	260,000 円	3 年以内
結婚資金	児童又は子の婚姻に際し必要な資金	320,000 円	5 年以内
修学資金	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において修学するために必要な資金 (授業料、施設費、通学費、食費、教科書代など) ※学校や既取得の学歴により貸付けの対象外となる場合があります。	学年別各種 月額 27,000 円～ 183,000 円	20 年以内 (専修学校 (一般) は 5 年以内)
就学支度資金	児童が小学校・中学校に入学するために必要な資金 (所得税非課税世帯の方)	小学校入学者 64,300 円 中学校入学者 81,000 円	20 年以内 (専修学校 (一般) は 5 年以内)
	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金 (受験料、入学金、制服代など) ※学校や既取得の学歴により貸付けの対象外となる場合があります。	学年別各種 160,000 円～ 590,000 円	

〔女性福祉資金〕※男性は利用できません

女性の経済的自立と安定した生活を送るために、各資金の貸付を行っています。(母子及び父子福祉資金とは資金の種類が一部異なります。)

※ご利用になりたい方は、あらかじめ電話等で予約の上、母子・父子自立支援員とご相談ください。

貸付を受けられる方

都内に6ヶ月以上(※)お住まいの配偶者がいない女性で、

- ① 親、子、兄弟姉妹などを扶養している方(所得制限なし)
- ② 年間所得が 2,036,000 円以下で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことのある方又は婚姻歴のある40歳以上の方

※ 修学・就学支度資金は申請時点で都内にお住まいの方も対象になります。

保証人

原則として、現に都内に居住し独立して生計を営んでいる方で、この資金について他に保証をしていない方1人が必要です。

審査

貸付にあたっては事前審査を行います。審査によっては貸付できない場合があります。

※貸付金の交付には、申込みから1ヶ月～2ヶ月程度かかります。

償還方法

期限内に月賦・半年賦又は年賦による元利均等償還となります。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係(市役所4階 42 番窓口)
☎ 0422-45-1151 内線 2754・2755

〔子どもの学費等支援〕

子どもの進学就学のためにお金が必要なときは、母子及び父子福祉資金の貸付制度のほかにも育英資金、奨学金や就学援助などの制度や中学3年生・高校3年生の受験生を支援する事業があります。

ご利用には要件がありますので、詳細は各団体等にお問い合わせください。

・義務教育就学援助

問い合わせ先 教育委員会 学務課 学務係
☎ 0422-29-9814
または在学する学校へ

・受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾の費用・受験料を貸付けます。(返済免除制度あり)

・教育支援資金

入学金、授業料等を貸付けます。

問い合わせ先

社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会
(〒181-0004 三鷹市新川 6-37-1
元気創造プラザ3階 福祉センター内)
☎ 0422-46-1108
☎ 0422-49-8437



・高等学校等就学支援金・授業料軽減助成金・奨学給付金

申請先 在学校 申請時期 6月頃(毎年度申請が必要です)

問い合わせ先

各学校又は東京都私学財団
☎ 03-5206-7814(就学支援金)
☎ 03-5206-7925(授業料軽減助成金、奨学給付金)
[受付時間]
月～金曜日 午前9時15分～午後5時
(土、日曜日、祝日、年末年始を除く)



・東京都育英資金

問い合わせ先 公益財団法人 東京都私学財団 育英資金担当
☎ 03-5206-7929



・日本学生支援機構奨学金

問い合わせ先 独立行政法人 日本学生支援機構または在学学校



・日本政策金融公庫「国の教育ローン」

お近くの日本政策金融公庫
教育ローンコールセンター
☎ 0570-008656(ナビダイヤル)
[受付時間] 月～金曜日 午前9時～午後7時
(土曜日、日曜日、祝日、
12月31日～1月3日は休業)
ご利用いただけない場合は、
03-5321-8656 までおかけください。



・交通遺児育英会奨学金

公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課
☎ 0120-521-286(フリーダイヤル)
☎ 03-3556-0773
☎ 03-3556-0775
[受付時間] 午前9時～午後5時30分
(土曜日、日曜日、祝日年末年始及び
創立記念日5月2日は休業)



・病気、災害遺児育英制度

問い合わせ先 一般財団法人 あしなが育英会 奨学課
☎ 0120-77-8565(フリーダイヤル)
(土曜日、日曜日、祝日は休業)



資格取得・仕事

[母子・父子自立支援プログラム策定事業]

児童扶養手当受給者(生活保護受給者を除く)の自立・就業支援のために、ひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや『東京都ひとり親家庭支援センター はあと』と緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行います。

また、自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方を対象に、住居の借り上げに必要な資金の貸付制度があります。詳細はお問い合わせください。

担当・問い合わせ先 子育て支援課 相談支援係(市役所4階42番窓口)
☎ 0422-45-1151 内線 2754・2755

[母子家庭等自立支援教育訓練給付金]

ひとり親家庭の方の就業を支援するため、教育訓練に関する講座を受講した場合に、その入学金及び受講料等の一部を助成し、自立に役立てていただくものです。

受講する教育訓練講座の指定申請が必要ですので、必ず受講開始前に担当にご相談ください。

対象者

市内に住所を有するひとり親家庭の母又は父であり、以下の要件をすべて満たす方

- ① 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組む方
 - ② 申請する教育訓練講座を受講することが就業を促進すると市長が認める方
 - ③ 過去にこの給付金を受給していない方
 - ④ 給付金の支給申請の日まで三鷹市に居住している方
- ※ 生活保護を受けている方は、対象となりません。

支給対象資格

介護職員初任者研修、医療事務、介護技術講習、MOS、簿記検定、宅地建物取引士、看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他の国家資格で就業を容易にするために必要な資格として市長が認める資格。

支給対象講座

厚生労働大臣指定教育訓練講座であること。

支給内容

指定教育訓練講座の受講のために支払った費用の60%に相当する額を支給します。ただし支給上限があります。また、一定の要件を満たした場合は追加支給できる場合があります。1万2千円を超えない場合は支給しません。

詳細はお問い合わせください。



詳しい講座情報が
載っているホームページ